

「出資金返還」についてのご案内



重要な
お知らせ

2019年3月21日から 脱退時の出資金返還時期を変更します



出資金ってなんだろう？

出資金は、生協のあらゆる事業の支えとなる資金です。
運営を安定させ、事業の充実に活かします。

生協は組合員が手を取りあって、自らの願いをかなえる自主的な組織です。
そのため、みんなが組合員になり、出資金を持ち寄って利用・運営しています。



なぜ脱退時の出資金返還時期の変更を行うの？

法律に則り、より安定した運営を行うためです。

消費生活協同組合法（※1）に基づく定款に沿った運営に改めます。

出資金の返還時期は消費生活協同組合法という法律により定められています。
これまでは利便性を優先していましたが、今回出資金の返還時期を法律で定められた通りの運用にすることとなりました。

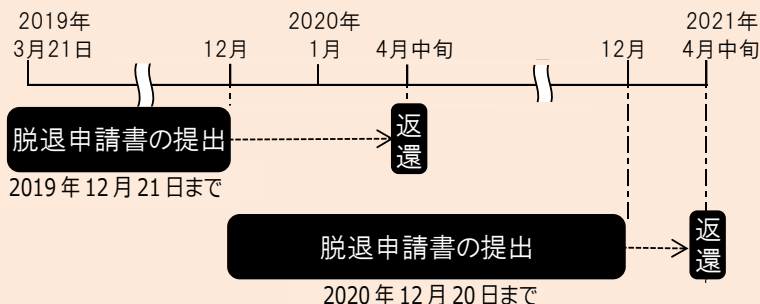
（※1）消費生活協同組合法第19条(自由脱退)：
組合員は、90日前までに
予告し、事業年度末におい
て脱退することができる。



出資金の返還時期ってどのように変わるの？

自由脱退（※2）の場合、現在は商品代金の精算後に、随時出資金を返還していますが、
2019年3月21日以降は、事業年度末（※3）の90日前までの脱退申請書の提出に対して、
その翌年、4月中旬に出資金を返還します。

注）出資金の返還口座等に不備があった場合は、出資金の返還が遅れることがあります。



（※2）脱退には「法定脱退」と「自由脱退」があります。
法定脱退… 県外への転居や組合員ご本人の死亡・除名等
自由脱退… 法定脱退以外の組合員の意志による脱退

★法定脱退はこれまで通り商品代金の精算後、出資金を返還します。

（※3）事業年度末は3月20日です。



今回は脱退時の出資金返還に関するお知らせです。
脱退の予定のない方には手続きしていただく必要はありません。
今後とも生協商品をご利用くださいますよう宜しくお願い致します。

●出資金に関するお問合せは
生活協同組合コープみえ
総務管財課までお電話ください。
TEL：059 - 271 - 8500
(月～金 8時45分～17時30分)



コープみえ
ホームページ